

Kenneth L. Karst, *Latin American Legal*

Institutions: Problems for Comparative Study, 1966, Los Angeles (Latin American Center, University of California), Pp. 738.

Henry P. e Vries and José Rodriguez-Novás, *The Law of the Americas: An introduction to the legal systems of the American Republics*, 1965, (Published for the Parker School of Foreign and Comparative Law and the Inter-American Law Center, Columbia University by Oceana), Pp. xii+339.

中川 和彦

一 米國におけるラテン・アメリカ研究は、その歴史が長いにもかかわらず、他の地域研究の近時の發展状況と比べると、停滞気味であったが、キューバのカストロ政権の成立以降、研究活動が盛んとなつてゐると言われ、このところ、その研究成果も多く公刊されてゐる。

この中で、右の二冊の事情のせいばかりではないとあるが、中ではその弱体の部分の一部分を述べられてゐる。この二冊の刊行は、たゞ、Phamor J. Eder, *A Comparative Survey of Anglo-American and Latin-American Law*, 1950, N. Y. (New York Univ. Press), Pp. xii+587; Helen L. Clagett, *The Administration of Justice in Latin America*, 1952, N. Y. (Oceana), Pp. ix+160 の公刊以来、一〇数年経つてゐる。

この二冊の二冊を取上げて紹介する理由の一部分は、その事情による。

二 一九六三年の夏、ラテン・アメリカの社会科学を専攻する米國の学者がスタンフォード大学に集まつて、ラテン・アメリカ研究を今後どのような方向に進めるべきか、を中心議題として研究会を開催した。その際の報告をまとめたのが Charles Wagley (ed.), *Social Science Research on Latin America*, 1964, N. Y. and London (Columbia Univ. Press), Pp. xiv+338 である (同書は一九六五年の

紹介——『アジア経済』七卷二一号——参照)。その中で法学に關する論文 The Study of Latin American Law and Legal Institutions を執筆したのが Karst であり、當時は Ohio State University の教授(憲法・比較法)であった。同論文は、米國におけるラテン・アメリカ法研究の現状と將來の課題の展望を試みるもので、示唆に富む内容であった。そこで同論文の末尾の文献表にあげられてあつた Karst の著書をさらに一読したいと思つた。しかし、それは謄写印刷の本で、入手を半ばあきらめていたところ、活字版が出版されていることがわかり、最近入手したのが LALI である。

まず、目次の大要を記そう。

第一部

第一章 民法典契約法における錯誤と詐欺

A アルゼンチンの若干の解決

B ミシガンの若干の解決

C リステイトメント・オヴ・コントラクト

D フィールド法典

第二章 悪意に基づく民事責任

第三章 商法の法源

第一部

第四章 農地改革

A 序説

B 土地の取得

C 補償と収用

D 土地の分配

第五章 違法な行政行為に対する司法救済

A 序説

B メキシコのアンパロ訴訟

C ブラジルの人身保護令状

D アルゼンチンのアンパロ訴訟

E 司法統制に対する緊急事態による制限 事実上の政府戒厳令

目次に示されているように、同書は二部に分けられる。これは、現在の勤務先、カリフォルニア大学法学部における著者の比較法の講義に対応したものであるという。

第一部の第三章で、著者は民法、刑法および商法の分野にわたって主としてアルゼンチン法をもって説明する。学生に大陸法の体系を習得させるためという。第一章では、成文法としてアルゼンチン民法典の關係条文を、学説として、De Gasperi, Tratado de Obligaciones (1945) (債權法論)の關係箇所を、そして、アルゼンチンの若干の判例をすべて英訳して収録する。その次に、第二章以下で、アメリカの判例、リステイトメント・オヴ・コントラクトの關係部分、およびフィールド(David Dudley Field 1805~94)の法典に關する若干の文章をおく。著者によれば、自國の法すなわちアメリカ法を改めて見直すということも非常に大事な

で、外国法のみならず、英米法に関する叙述をするのは、比較法的研究にも力を入れていることを示すものである。

以上の紹介のように、第一部で取上げられている法制は、主として、スペイン法とフランス法から継受したものであって、ラテンアメリカに固有のものではない。これに対して、第二部で、ラテン・アメリカに固有のものを取扱う。著者は、比較法研究を裏りあるものとする特色として次の点をあげている。

- a 米国や西ヨーロッパのものと異なる社会における法の役割の見方
- b 発展途上国における特色である、成文法と現実の法との間の不均衡
- c 近代的で、高度に西欧化されたものから半封建的なものに及ぶ、社会構造の多様性
- d 社会構成に大きなヒズミをもたらすような社会変革の速^々

右の趣旨に従って、農地改革および違法な行政行為に対する司法救済の問題を取上げ、同時に、ラテン・アメリカの社会を理解せずに、これらの問題を理解することの不可能も指摘している。

目次および以上の叙述からもわかるように、LALIは決して体系的な構成をとっていない。その内容は雑然としている。たとえば、第一章には、著者自身の文章、他の学者の文

章、判例、法文などが収録されている。LALIはらわゆるケース・ブックであろう。

それでは、LALIをケース・ブックとして取扱うとする、若干の希望ないし疑点を明らかにせざるを得ない。

まず、収録されている資料、英米のものが英語であることは当然であるが、ラテン・アメリカ諸国のもの、たとえば、法文、判例、学説などすべてが英訳されているが、どんなものだろうか。比較法ないし外国法を学ぼうと決意する以上、原語で読むことは必要であり授業においても、学生にそれを課すべきではないだろうか。

今一つ疑点を示せば、叙述のバランスの問題である。大よそのページ数を示すと、第一部第一章が二〇〇ページ、うちアルゼンチンに関する解説が一〇〇ページ、第二章が六〇ページ、第三章が七〇ページ、これに対して、第二部第四章が二三〇ページ、第五章が一〇〇ページであって、農地改革が全体の三分の一を占める。農地改革がラテン・アメリカにおけるもっとも重要な問題の一つであることは周知のところであるが、余りにもこれを偏重しているように思われる。

その感を一層深めるのは、ラテン・アメリカにおける法的思考様式の問題、特に法律関係者におけるその問題がほとんど解説されていないことである。社会における法の役割を重視される著者の立場からすれば、これらの点をまず取上げるべきではなかっただろうか。たとえば、ラテン・アメリカで

は“Obedezco, pero no cumplo” いう諺がある。ラテン・アメリカ法、特に成文法秩序と現実の法秩序との間の喰違いの問題を理解するためには、その法制の沿革を通じて、右の「服従するが、履行しない」という諺に表現されているものの体得を前提とすべきではないか。

ちなみに、ラテン・アメリカとの経済関係を考えると、商法・経済法の部門により力を入れるべきではなかっただろうか。第三章は民法と商法の違いの解説に終始しており、会社法、有価証券法、鉱業法等についてはまったくふれていない。

以上のような不満があるにせよ、LALI に収録されている内容が多彩であるため、ラテン・アメリカ法の研究資料の不足になやむ者にとって有用であることは事実であろう。

(以下、The Hispanic American Historical Review Vol. XLVIII, No. 2 に David S. Stern の手記を引用する。)

III *The Law of the Americas* はフロリダ大学の Inter American Legal Studies 課程におよび一〇年間に使用された教材をめぐり著わられたもので、著者の一人 De Vries は Associate Director, Parker School of Foreign and Comparative Law 兼 Director, Inter-American Law Center, Columbia University であり、他の一人 Rodriguez-Novás は Madrid Bar (スペイン弁護士会) の一員に由り

ある。これ以上の事情は寡聞にして知らない。まず、目次の大要を記す。

第一章 米州社会の法

A 米州機構の発展

B 一方的干渉から集団保障へ

第二章 米州法

A 新政府の承認

B 地域裁判管轄権からの自由

C 外国人の身体および財産の保護

第三章 ラテン・アメリカにおける法

A 社会的要因

1 ス페인系アメリカ

a 新興社会グループの出現

b スペイン系アメリカにおける法的伝統

2 ブラジルにおける法的伝統

B 立憲政府の形態

C 成文法の形態

1 条約

2 国際機関の決議

3 国際私法条約

4 私法に関する法典編纂

D 判決の技術

1 裁判所の役割

2 ヴェネズエラ
3 アルゼンチン

結び

右のように、いわゆるラテン・アメリカ法は第三章で論じられ、第一章および第二章では、米州諸国に関する、むしろ米州国際法とも呼ばれるべきものが取扱われている。この点、著者によれば、ラテン・アメリカ法をヨーロッパ法の混血児 (hybrid product) とみる伝統的な見方は統一的な国際法の独得の性格を見失うものであつて、ラテン・アメリカ法のアプローチは、まず、米州社会の組織機構と国際法を確立する統一的条約機構から始めるべきであるという。もつとも、そう言いながらも、取上げている問題は、従来いわゆる米州国際法として扱われて来ているものと大同小異のようである。が著者の立場は、ラテン・アメリカ法の従来の取扱ひ方に反省をせまるものであらう。つまり、ラテン・アメリカにおける近時の国際組織の動き、とくに、LAFTA (ラテン・アメリカ自由貿易連合) や CACM (中米経済統合) のような国際経済組織の進展にともない、商法・経済法の分野で統一が図られていると同時に、他方、国際組織という機構を規制する「ラテン・アメリカ共通法」とも云うべきものが論じられるに至っているからである (拙稿「経済統合と法の統一」大原美範編『ラテン・アメリカ経済統合の条件』(一九六九年 アジア経済研究所刊) 所収、参照)。

書評

第三章に進もう。まず、「社会的要因」の節では、コンキスタドールの故事にさかのぼつて、スペイン系アメリカの社会的、文化のおよび経済的特色を明らかにし、次に、第二次世界大戦の頃からの工業化に基づく、中間層の増大にとともに社会構造の変化を「新興社会グループの出現」としてまとめ、こういう前提の下に、スペインおよびポルトガルの統治の初めにさかのぼつて法の沿革を略述する。

ラテン・アメリカ諸国は、成文法を主たる法源とする成文法国家である。C節の内容は大別して、一つは、憲法と条約、条約が国内法としての効力をもつか、というような成文法源の問題を取上げ、他は一九世紀における民法の法典編纂事業の概観である。

D節ではラテン・アメリカの裁判所の英米におけるものと異なる意味を解説する。

以上、内容を簡単に紹介した。次に、二、三、私見を記せば、まず、国法の基本法である憲法に関する叙述がないこと、もつとも政治関係の書物の中で憲法の問題が扱われているのをよく見るので、そういうことになつてゐるためなのかも知れない。

次に、ラテン・アメリカの訴訟法では、メキシコのアンパロ訴訟がすぐれて独特の制度と言われるが、これも全く取上げられていない。

なお、巻末の文献目録は、法学に限らず、経済学、歴史

書評

学、社会学等にも及んでおり、よく選択されているようであるが、言語が英語、スペイン語およびポルトガル語のものに限られている。しかし、仏語、独語、イタリー語にも必読の文献がある筈である（拙著『ラテン・アメリカ法律書概説』一九六三年 ラテンアメリカ協会、参照）。

いずれにせよ、本書はラテンアメリカ法の格好の入門書と
言うべきであって、この方面に関心を持つ者に必読の書物である。さらに英文のこの種の文献の乏しさを考えるとなおさらであって、本書を紹介する理由の一つはこの点にある。